

第 2 監査対象の概要

2.1 札幌市の歳入と市税について

札幌市における一般会計の歳入と市税に係るについて概観すると、下記のようになっている。過去 5 年間の歳入の状況は、平成 22 年度には歳入総額が約 8,300 億円であったが、平成 26 年度には 8,900 億円に増加している。その内容は、一般財源が 5 割を超えており、その一般財源のうち約 6 割が市税となっている。

【2-1-図表 1 札幌市の過去 5 年間の歳入の状況】

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計歳入	8,339	8,358	8,442	8,517	8,911
うち、一般財源	4,677	4,614	4,710	4,729	4,872
(対一般会計歳入)	56.1%	55.2%	55.8%	55.5%	54.7%
うち、市税	2,751	2,771	2,738	2,795	2,868
(対一般財源)	58.8%	60.1%	58.1%	59.1%	58.9%

(包括外部監査人作成資料)

札幌市の歳入の約 3 割を占める市税の平成 26 年度以前 3 年間の状況は、下記のとおりである。ここ 3 年間で市税は増加傾向にあり、特に市税全体の 8 割強を占める市民税額及び固定資産税額がここ 3 年で増加したことがその理由である。その点が調定額及び収入額に現れている。

【2-1-図表2 市税についての調定額3年比較】

区分	24年度調定額		25年度調定額		26年度調定額	
	金額	金額	前年度差額	金額	前年度差額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
市税	285,934	289,042	3,108	294,708	5,666	
現年課税分	272,818	278,485	5,668	286,368	7,883	
滞納繰越分	13,116	10,556	△ 2,560	8,340	△ 2,216	
市民税	127,641	128,836	1,195	133,444	4,608	
個人	99,491	99,506	15	101,370	1,864	
現年課税分	92,288	93,374	1,087	96,452	3,078	
(普通徴収)	23,214	23,158	△ 55	25,020	1,862	
(特別徴収)	69,074	70,216	1,142	71,432	1,216	
滞納繰越分	7,203	6,132	△ 1,071	4,918	△ 1,214	
法人	28,150	29,330	1,180	32,074	2,744	
現年課税分	27,556	28,818	1,261	31,683	2,866	
滞納繰越分	593	512	△ 81	391	△ 121	
固定資産税	109,096	109,492	396	110,526	1,034	
純固定資産税	108,625	109,006	381	110,055	1,049	
(土地家屋分)	98,512	98,768	256	99,817	1,049	
現年課税分	94,665	95,953	1,289	97,673	1,719	
滞納繰越分	3,847	2,815	△ 1,032	2,144	△ 670	
(償却資産分)	10,113	10,238	125	10,239	0	
現年課税分	10,015	10,168	153	10,186	18	
滞納繰越分	98	70	△ 28	52	△ 18	
交付金	471	486	15	471	△ 15	
軽自動車税	1,625	1,678	53	1,732	54	
現年課税分	1,502	1,563	62	1,636	72	
滞納繰越分	123	115	△ 9	96	△ 18	
たばこ税	15,302	17,003	1,702	16,490	△ 514	
現年課税分	15,302	17,003	1,702	16,490	△ 514	
滞納繰越分	0	0	△ 0	0	0	
特別土地保有税	89	50	△ 38	51	0	
現年課税分	24	0	△ 24	0	0	
滞納繰越分	65	50	△ 14	50	0	
入湯税	499	502	4	471	△ 31	
現年課税分	423	433	10	421	△ 12	
滞納繰越分	75	69	△ 6	50	△ 19	
事業所税	8,223	8,071	△ 153	8,373	303	
現年課税分	8,036	7,952	△ 84	8,247	295	
滞納繰越分	187	118	△ 69	126	8	
都市計画税	23,461	23,409	△ 52	23,620	211	
現年課税分	22,537	22,734	197	23,108	375	
滞納繰越分	924	675	△ 249	512	△ 163	

(包括外部監査人作成資料)

市税の収入額のうち、滞納繰越額の収入額が減少しているのは、滞納繰越額の収入未済額が減少していることが影響している。収入額の増加要因が現年課税分によることは、徴収の面からも望ましいことである。

【2-1-図表3 市税についての収入額3年比較】

区分	24年度収入額		25年度収入額		26年度収入額	
	金額	金額	前年度差額	金額	前年度差額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
市税	273,833	279,544	5,711	286,778	7,234	
現年課税分	269,117	275,556	6,439	283,725	8,169	
滞納繰越分	4,716	3,988	△ 728	3,053	△ 935	
市民税	120,070	122,723	2,654	128,264	5,541	
個人	92,565	93,909	1,344	96,615	2,706	
現年課税分	90,285	91,694	1,409	94,865	3,171	
(普通徴収)	21,318	21,563	244	23,507	1,945	
(特別徴収)	68,966	70,131	1,165	71,357	1,226	
滞納繰越分	2,280	2,215	△ 65	1,750	△ 465	
法人	27,505	28,814	1,309	31,649	2,835	
現年課税分	27,366	28,680	1,314	31,531	2,851	
滞納繰越分	139	135	△ 5	118	△ 16	
固定資産税	105,755	107,052	1,297	108,565	1,513	
純固定資産税	105,284	106,566	1,282	108,094	1,528	
(土地家屋分)	95,258	96,395	1,136	97,906	1,512	
現年課税分	93,571	95,153	1,582	97,030	1,876	
滞納繰越分	1,687	1,241	△ 446	877	△ 365	
(償却資産分)	10,026	10,171	146	10,188	16	
現年課税分	9,984	10,148	164	10,169	21	
滞納繰越分	42	23	△ 19	18	△ 5	
交付金	471	486	15	471	△ 15	
軽自動車税	1,495	1,568	73	1,633	65	
現年課税分	1,461	1,531	69	1,604	73	
滞納繰越分	33	37	4	28	△ 9	
たばこ税	15,302	17,003	1,702	16,490	△ 514	
現年課税分	15,302	17,003	1,702	16,490	△ 514	
滞納繰越分	0	0	△ 0	0	0	
特別土地保有税	2	0	△ 2	0	0	
現年課税分	0	0	0	0	0	
滞納繰越分	2	0	△ 2	0	0	
入湯税	428	420	△ 8	421	1	
現年課税分	402	413	11	403	△ 10	
滞納繰越分	26	7	△ 19	17	11	
事業所税	8,100	7,936	△ 165	8,241	305	
現年課税分	7,999	7,904	△ 95	8,207	302	
滞納繰越分	101	32	△ 70	35	3	
都市計画税	22,681	22,842	161	23,165	323	
現年課税分	22,276	22,544	268	22,956	412	
滞納繰越分	405	298	△ 107	210	△ 89	

(包括外部監査人作成資料)

ここ3年間の不納欠損額も大幅に減少傾向にある。特に、滞納繰越分について不納欠損額が減少している点は、景気の上向き状況の影響もあると推測できるが、現年分の市税収

入が増加し、収入未済額や不納欠損額が減少していく良い循環を継続できるように維持することが求められる。

【2-1-図表4 市税についての不納欠損額3年比較】

区分	24年度	25年度		26年度	
	不納欠損額	不納欠損額		不納欠損額	
	金額	金額	前年度差額	金額	前年度差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
市税	1,523	1,151	△ 371	884	△ 268
現年課税分	104	31	△ 73	44	13
滞納繰越分	1,419	1,120	△ 299	840	△ 280
市民税	909	790	△ 119	634	△ 156
個人	780	668	△ 113	567	△ 101
現年課税分	10	6	△ 4	7	1
(普通徴収)	10	5	△ 4	7	1
(特別徴収)	0	0	0	0	△ 0
滞納繰越分	770	662	△ 108	560	△ 102
法人	129	123	△ 6	67	△ 56
現年課税分	23	2	△ 20	14	12
滞納繰越分	106	120	14	52	△ 68
固定資産税	452	250	△ 202	181	△ 69
純固定資産税	452	250	△ 202	181	△ 69
(土地家屋分)	437	235	△ 202	173	△ 62
現年課税分	55	18	△ 37	15	△ 2
滞納繰越分	382	217	△ 165	158	△ 60
(償却資産分)	15	15	△ 1	8	△ 7
現年課税分	3	1	△ 2	1	△ 0
滞納繰越分	12	14	2	7	△ 7
交付金	-	-	-	-	-
軽自動車税	16	14	△ 2	12	△ 2
現年課税分	1	0	△ 0	0	△ 0
滞納繰越分	16	14	△ 2	12	△ 2
たばこ税	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
特別土地保有税	36	0	△ 37	1	1
現年課税分	0	0	0	0	0
滞納繰越分	36	0	△ 36	1	1
入湯税	1	32	31	1	△ 31
現年課税分	0	0	0	1	1
滞納繰越分	1	32	31	0	△ 32
事業所税	4	9	4	14	5
現年課税分	0	0	0	1	1
滞納繰越分	4	9	4	12	3
都市計画税	104	56	△ 48	41	△ 15
現年課税分	13	4	△ 9	4	△ 0
滞納繰越分	91	52	△ 39	38	△ 14

(包括外部監査人作成資料)

収入未済額も減少傾向であるが、これには納税の仕方の多様化も影響していると思われる。昨今のコンビニ納付やモバイル納付など、市民の生活サイクルに合わせた納税方法が、功を奏していると考えられる。

【2-1-図表5 市税についての収入未済額3年比較】

区分	24年度 収入未済額		25年度 収入未済額		26年度 収入未済額	
	金額	金額	前年度差額	金額	前年度差額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
市税	10,599	8,372	△ 2,226	7,075	△ 1,298	
現年課税分	3,612	2,921	△ 692	2,626	△ 295	
滞納繰越分	6,987	5,452	△ 1,535	4,449	△ 1,003	
市民税	6,675	5,339	△ 1,335	4,566	△ 773	
個人	6,158	4,945	△ 1,213	4,206	△ 739	
現年課税分	2,003	1,688	△ 315	1,598	△ 90	
(普通徴収)	1,891	1,599	△ 292	1,516	△ 83	
(特別徴収)	112	89	△ 23	82	△ 7	
滞納繰越分	4,156	3,257	△ 898	2,608	△ 649	
法人	516	394	△ 122	360	△ 34	
現年課税分	168	136	△ 32	139	3	
滞納繰越分	349	258	△ 91	221	△ 37	
固定資産税	2,895	2,197	△ 698	1,787	△ 411	
純固定資産税	2,895	2,197	△ 698	1,787	△ 411	
(土地家屋分)	2,822	2,144	△ 678	1,743	△ 401	
現年課税分	1,043	788	△ 255	633	△ 155	
滞納繰越分	1,780	1,356	△ 423	1,110	△ 246	
(償却資産分)	73	53	△ 20	43	△ 9	
現年課税分	28	20	△ 8	17	△ 3	
滞納繰越分	44	33	△ 11	27	△ 6	
交付金	-	-	-	-	-	
軽自動車税	115	97	△ 18	88	△ 9	
現年課税分	40	33	△ 7	32	△ 2	
滞納繰越分	74	64	△ 11	56	△ 7	
たばこ税	0	0	0	0	0	
現年課税分	0	0	0	0	0	
滞納繰越分	0	0	0	0	0	
特別土地保有税	50	50	0	50	△ 1	
現年課税分	24	0	△ 24	0	0	
滞納繰越分	26	50	24	50	△ 1	
入湯税	69	50	△ 19	50	△ 0	
現年課税分	21	20	△ 1	17	△ 3	
滞納繰越分	48	30	△ 18	33	3	
事業所税	118	126	8	120	△ 6	
現年課税分	37	48	11	40	△ 8	
滞納繰越分	81	78	△ 3	79	2	
都市計画税	677	512	△ 164	415	△ 97	
現年課税分	249	187	△ 62	150	△ 37	
滞納繰越分	428	325	△ 103	265	△ 60	

(包括外部監査人作成資料)

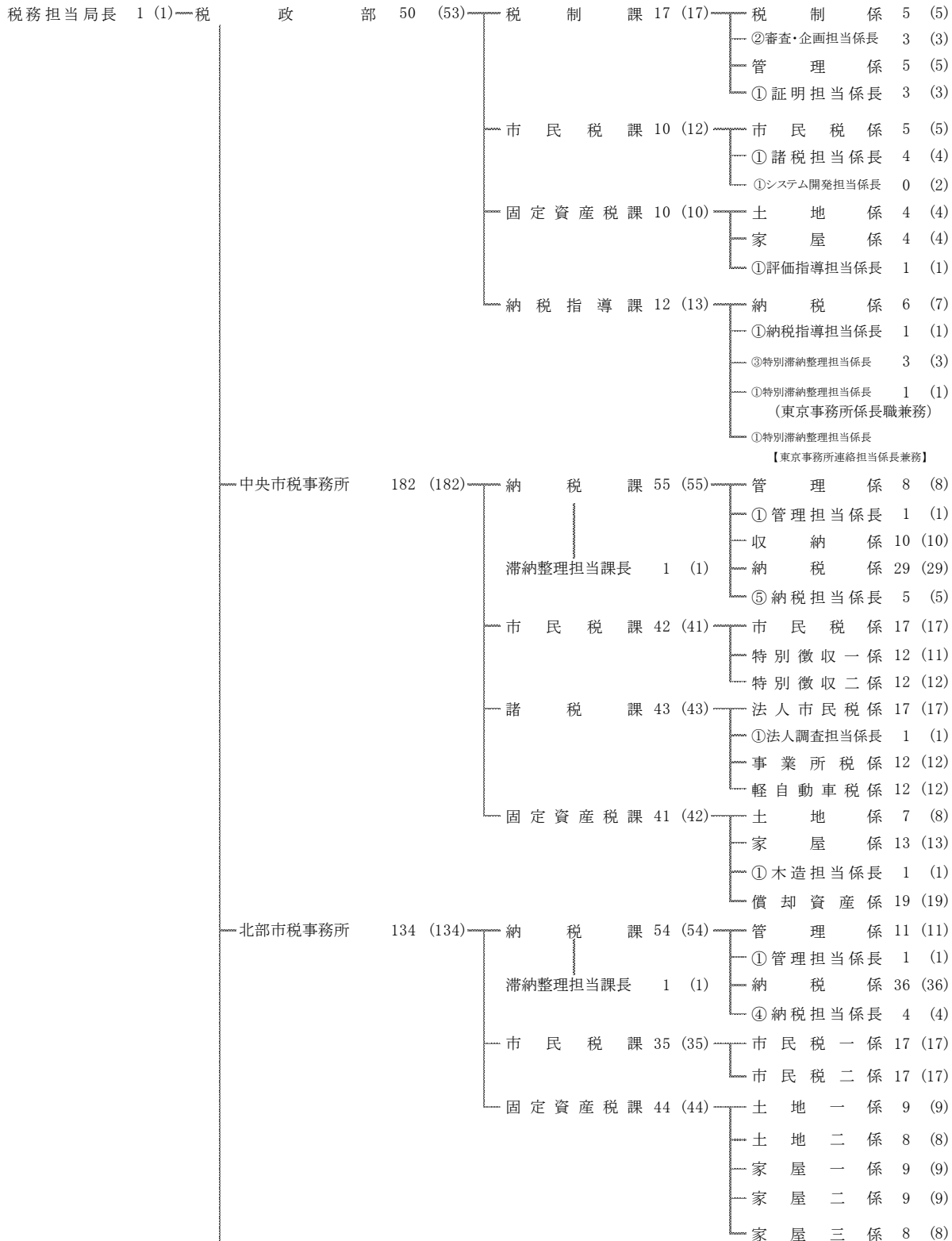
2.2 税政部及び各市税事務所の組織

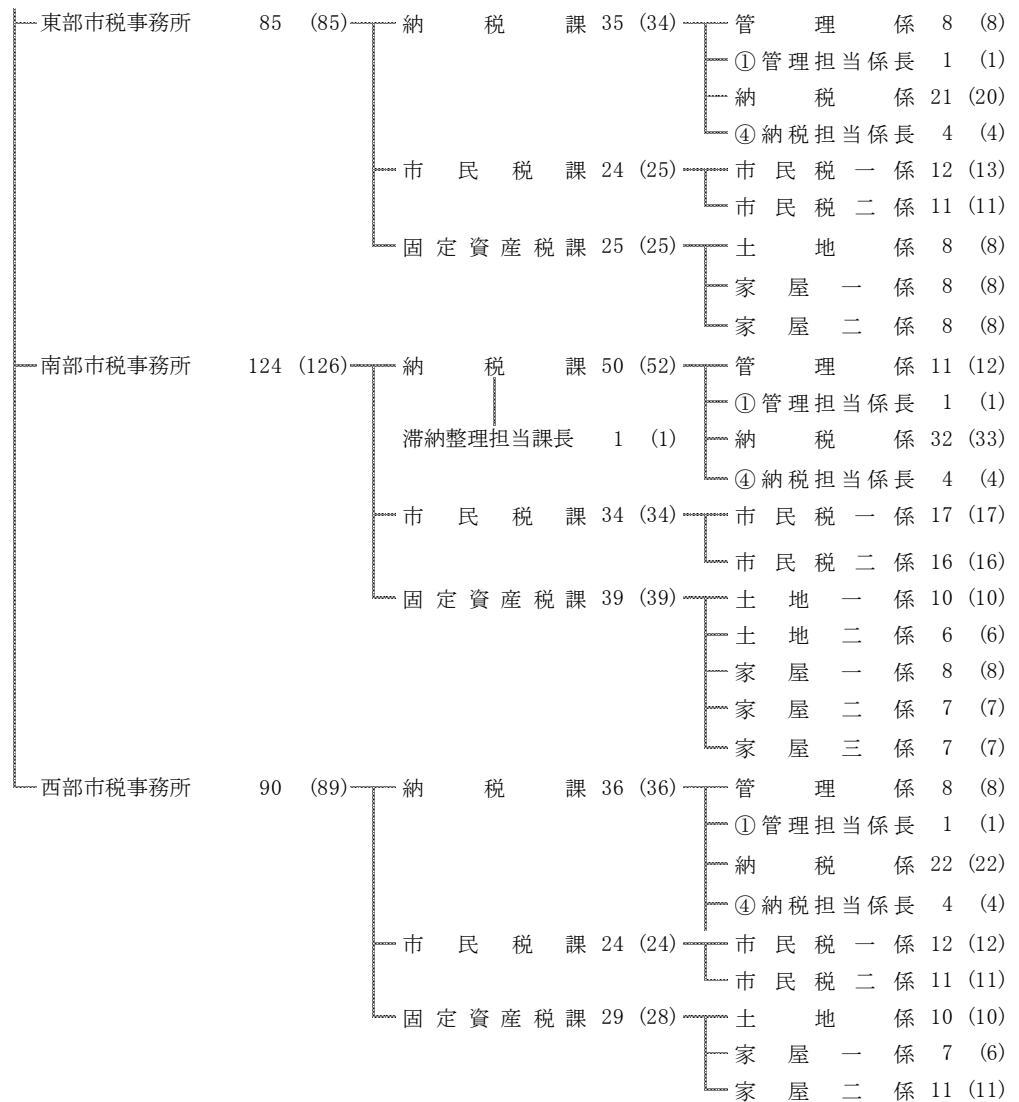
平成27年度における税政部及び各市税事務所の組織は、下記のように配置されている。

【2-2-図表1 平成27年度税政部及び各市税事務所の組織】

機構及び定数(現員) 666(670)

(平成27年4月17日現在)





- (注) 1. 数字は定数を示しており、()数字は現員数である。○数字は担当係長の現員数を示している。
 2. 係等定数に、部長、課長は含まない。また、主査は該当する係に含んでいる。
 3. 再任用(短時間)、休職及び育児休業は現員数に含まない。

(税政部作成資料)

平成22年10月に各区役所にあった市税関係を市税事務所に統合し、上記の組織体制となった。統合の目的は、市民に対する課税の公平及び課税事務の効率化、市税の徴収の強化等であるとされる。税政部及び各市税事務所の事務分担は、下記のように説明されており、市税事務所が所掌する地域区分は、中央市税事務所が中央区、北部市税事務所が北区、東区、東部市税事務所が白石区、厚別区、南部市税事務所が豊平区、清田区、南区、西部市税事務所が西区、手稲区となっている。なお、給与から特別徴収により納める個人の市・道民税、法人市民税、固定資産税(償却資産分)、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税については、市内の全部の区域を一括して中央市税事務所において担当している。

【2-2-図表2 平成27年度 係事務分担】

(平成27年4月17日現在)

部	課	係	事務分担
税 政 部	税 制 課	税制係	(1) 市税制度の調査研究 (2) 税務関係予算及び決算の総括 (3) 部内の経理（部内他課の主管に属するものを除く。） (4) 税政部衛生委員会 (5) 税務担当局長の秘書 (6) 歳出予算の支出 (7) 物品の購入及び管理 (8) 部内他課係等の主管に属しないこと
		審査・企画 担当係長	(1) 固定資産評価審査委員会の庶務 (2) 税情報システムの総合調整 (3) 地方税ポータルシステムの運用 (4) 市税の広報 (5) 税務関係職員の研修
		管理係	(1) 市税収納事務の企画及び総括調整 (2) 納税貯蓄組合に関する調整 (3) 市税証明の総括 (4) 税務守秘義務の調査研究 (5) 納税功労者等の表彰
		証明担当係長	(1) 市税に関する諸証明書の交付等
	市 民 税 課	市民税係	(1) 個人市民税制度の調査研究 (2) 個人市民税の賦課事務の企画及び総括調整 (3) 課内他係等の主管に属しないこと
		諸税担当係長	(1) 市税（法人等の市民税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に限る。第3号において同じ。）制度の調査研究 (2) 法定外普通税及び法定外目的税制度の調査研究 (3) 市税の賦課事務の企画及び総括調整 (4) 地方譲与税譲与金並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金
		システム開発担当係長	(1) 個人市民税及び諸税システムの改修等に関すること (2) 社会保障・税番号制度に関すること
	固 定 資 産 税 課	土地係	(1) 土地の評価に係る調査研究 (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課事務の企画及び総括調整 (3) 固定資産評価員が行う土地の評価に係る補助 (4) 国有資産等所在市町村交付金の調査研究 (5) 国有提供施設等所在市町村助成交付金の調査研究 (6) 課内他係等の主管に属しないこと
		家屋係	(1) 家屋及び償却資産の評価に係る調査研究 (2) 家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の賦課事務の企画及び総括調整 (3) 固定資産評価員が行う家屋及び償却資産の評価に係る補助
		評価指導担当係長	(1) 固定資産税地理情報システムの運用 (2) 固定資産税に係る電算システムの改善
	納 税 指 導 課	納税係	(1) 市税滞納整理事務の企画及び総括調整 (2) 課内他係等の主管に属しないこと
		納税指導担当係長	(1) 市税滞納整理事務の指導及び研修 (2) 滞納整理システムの運用
		特別滞納整理担当係長	(1) 高額・困難事案の滞納整理 (2) 市外居住者の滞納整理

部	課	係	事務分担
中央市税事務所	納税課	管理係 管理担当係長	(1) 市税（市・道民税（給与からの特別徴収に係るものを除く。）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税に限る。次号において同じ。）に係る収入金の整理及び決算 (2) 市税に係る過誤納金の還付及び充当 (3) 道税徴収金の払込み (4) 納税証明の確認 (5) 市税に係る諸証明の交付 (6) 納税貯蓄組合の育成指導 (7) 市税事務所内の経理 (8) 市税事務所の庁舎管理 (9) 市税事務所内他課係等の主管に属しないこと
		収納係	(1) 市税（個人の市・道民税（給与からの特別徴収に係るものに限る。）、法人等の市民税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に限る。次号において同じ。）に係る収入金の整理及び決算 (2) 市税に係る過誤納金の還付及び充当 (3) 道税徴収金の払込み (4) 納税証明の確認
		滞納整理担当係長	(1) 市税の納付又は納入の督促及び指導 (2) 滞納処分及び納税の猶予 (3) 市税の徴収に係る犯則事件 (4) 市税に係る徴収金の欠損処分 (5) 徴収の囑託及び受託 (6) 市外居住者の滞納整理
	市民税課	市民税係	(1) 個人の市・道民税（給与からの特別徴収に係るものを除く。次号において同じ。）の賦課決定 (2) 個人の市・道民税の犯則事件 (3) 個人の市・道民税の課税証明、所得証明等の確認 (4) 課内他係等の主管に属しないこと
		特別徴収一係	(1) 個人市・道民税（給与からの特別徴収に係るものに限る。次号において同じ。）の賦課決定 (2) 個人の市・道民税の犯則事件
		特別徴収二係	(1) 個人市・道民税（給与からの特別徴収に係るものに限る。次号において同じ。）の賦課決定 (2) 個人の市・道民税の犯則事件
	諸税課	法人市民税係	(1) 法人等の市民税の調査決定 (2) 法人等の市民税の犯則事件 (3) 法人等の市民税の課税証明等の確認
		法人調査担当係長	(1) 法人等の市民税（未届・未申告法人に係るものに限る。次号において同じ。）の調査決定 (2) 法人等の市民税の犯則事件
		事業所税係	(1) 市税（市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に限る。第2号及び第3号において同じ。）の調査決定 (2) 市税の犯則事件 (3) 市税の課税証明等の確認
		軽自動車税係	(1) 軽自動車税に係る賦課決定 (2) 軽自動車税に係る犯則事件 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付 (4) 軽自動車税の課税証明等の確認
	固定資産税課	土地係	(1) 土地の評価 (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課決定 (3) 地籍図及び土地使用図等の整備 (4) 土地に係る固定資産税の犯則事件 (5) 名寄帳兼賦課台帳等の整理保管 (6) 固定資産評価証明等の確認 (7) 課内他係の主管に属しないこと
		家屋係	(1) 家屋の評価 (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課決定 (3) 家屋見取図の整備 (4) 家屋に係る固定資産税の犯則事件 (5) 固定資産評価証明等の確認
		木造担当係長	(1) 木造家屋の評価 (2) 木造家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課決定 (3) 木造家屋見取図の整備 (4) 木造家屋に係る固定資産税の犯則事件 (5) 固定資産評価証明等の確認
		償却資産係	(1) 償却資産の評価 (2) 償却資産に係る固定資産税の賦課決定 (3) 償却資産基本台帳の整備 (4) 償却資産に係る固定資産税の犯則事件 (5) 固定資産評価証明等の確認

部	課	係	事務分担
北 部 市 税 事 務 所	納 税 課	管理係 管理担当係長	中央市税事務所納税課管理係の事務分担に同じ
		納税係 納税担当係長	中央市税事務所納税課納税係の事務分担に同じ（第6号を除く。）
	市 民 税 課	市民税一係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ
		市民税二係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ（第4号を除く。）
	固 定 資 産 税 課	土地一係	中央市税事務所固定資産税課土地係の事務分担に同じ
		土地二係	中央市税事務所固定資産税課土地係の事務分担に同じ（第7号を除く。）
		家屋一係	(1) 非木造家屋の評価 (2) 非木造家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課決定 (3) 非木造家屋見取図の整備 (4) 非木造家屋に係る固定資産税の犯則事件 (5) 固定資産評価証明等の確認
		家屋二係	中央市税事務所固定資産税木造担当係長の事務分担に同じ
		家屋三係	

部	課	係	事務分担
東 部 市 税 事 務 所	納 税 課	管理係 管理担当係長	中央市税事務所納税課管理係の事務分担に同じ
		納税係 納税担当係長	中央市税事務所納税課納税係の事務分担に同じ（第6号を除く。）
	市 民 税 課	市民税一係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ
		市民税二係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ（第4号を除く。）
	固 定 資 産 税 課	土地係	中央市税事務所固定資産税課土地係の事務分担に同じ
		家屋一係	北部市税事務所固定資産税課家屋一係の事務分担に同じ
家屋二係		中央市税事務所固定資産税木造担当係長の事務分担に同じ	

部	課	係	事務分担
南 部 市 税 事 務 所	納 税 課	管理係 管理担当係長	中央市税事務所納税課管理係の事務分担に同じ
		納税係 納税担当係長	中央市税事務所納税課納税係の事務分担に同じ（第6号を除く。）
	市 民 税 課	市民税一係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ
		市民税二係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ（第4号を除く。）
	固 定 資 産 税 課	土地一係	中央市税事務所固定資産税課土地係の事務分担に同じ
		土地二係	中央市税事務所固定資産税課土地係の事務分担に同じ（第7号を除く。）
		家屋一係	北部市税事務所固定資産税課家屋一係の事務分担に同じ
		家屋二係	中央市税事務所固定資産税木造担当係長の事務分担に同じ
		家屋三係	

部	課	係	事務分担
西部市税事務所	納税課	管理係 管理担当係長	中央市税事務所納税課管理係の事務分担に同じ
		納税係 納税担当係長	中央市税事務所納税課納税係の事務分担に同じ（第6号を除く。）
	市民税課	市民税一係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ
		市民税二係	中央市税事務所市民税課市民税係の事務分担に同じ（第4号を除く。）
	固定資産税課	土地係	中央市税事務所固定資産税課土地係の事務分担に同じ
		家屋一係	北部市税事務所固定資産税課家屋一係の事務分担に同じ
		家屋二係	中央市税事務所固定資産税木造担当係長の事務分担に同じ

（税政部作成資料）

平成22年10月に各区役所から市税事務所へ市税事務が統合専門化された状況について、札幌市の財政データを基に示すと、下記のようなになる。

具体的には、平成16年度から平成22年10月まで区役所において行われていた市税事務を市税事務所に組織改編した結果、平成16年度から平成26年度までの市税に係る主な数値及び指標は、下記のとおりである。調定額が増加傾向にある中で、全体的に市税の収入未済額及び不納欠損額は減少傾向にある。

【2-2-図表3 平成16年度から平成26年度までの調定額及び税目別収入未済額と不納欠損額推移】

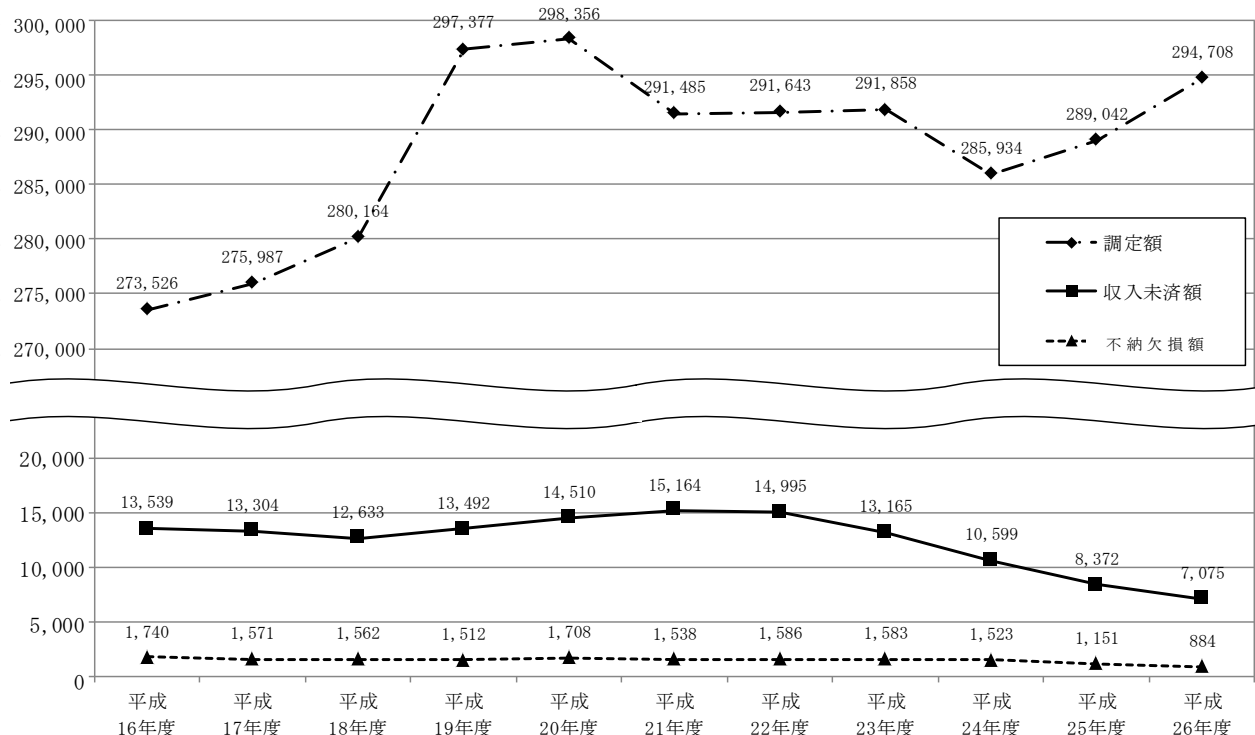
税目別収入未済額と不納欠損額の推移

(単位：百万円、%)

区分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
調定額	合計 (A)	273,526	275,987	280,164	297,377	298,356	291,485	291,643	291,858	285,934	289,042	294,708
	現年課税分 (B)	260,442	262,485	266,929	284,830	285,058	277,033	276,544	276,963	272,818	278,485	286,368
	滞納繰越分 (C)	13,084	13,502	13,235	12,547	13,298	14,452	15,100	14,895	13,116	10,556	8,340
収入未済額	合計 (D)	13,539	13,304	12,633	13,492	14,510	15,164	14,995	13,165	10,599	8,372	7,075
	現年課税分 (E)	5,508	5,170	4,843	6,113	6,535	6,182	5,598	4,551	3,612	2,921	2,626
	滞納繰越分 (F)	8,031	8,134	7,790	7,379	7,975	8,982	9,397	8,614	6,987	5,452	4,449
	個人市民税	4,786	4,965	5,272	6,677	7,680	8,239	8,177	7,237	6,158	4,945	4,206
	法人市民税	584	682	569	581	608	643	657	595	516	394	360
	固定資産税(土家)	6,026	5,641	5,035	4,611	4,570	4,598	4,458	3,856	2,822	2,144	1,743
	固定資産税(償却)	123	116	102	109	118	125	128	100	73	53	43
	軽自動車税	147	147	148	149	150	143	134	123	115	97	88
	たばこ税	0.139	0.043	0.27	0.122	0.004	-	0.94	0.092	0.033	0.033	0.033
	特別土地保有税	96	75	55	58	75	77	74	65	50	50	50
	入湯税	61	71	30	28	50	53	85	75	69	50	50
	事業所税	240	231	195	156	150	172	205	187	118	126	116
	都市計画税	1,475	1,377	1,227	1,122	1,110	1,114	1,075	926	677	512	415
不納欠損額	合計 (G)	1,740	1,571	1,562	1,512	1,708	1,538	1,586	1,583	1,523	1,151	884
	消滅時効	205	206	232	264	277	281	280	281	359	368	349
	処分停止	65	75	129	127	144	171	263	243	359	282	211
	即時消滅	1,470	1,290	1,202	1,121	1,287	1,085	1,042	1,059	805	501	324
調定額合計に対する未納額の割合 (D+G)/A		5.58	5.38	5.06	5.04	5.43	5.72	5.68	5.05	4.23	3.29	2.70
調定額合計に対する不能欠損額の割合 G/A		0.63	0.56	0.55	0.50	0.57	0.52	0.54	0.54	0.53	0.39	0.29
調定額合計に対する収入未済割合額の合計 D/A		4.94	4.82	4.50	4.53	4.86	5.20	5.14	4.51	3.70	2.89	2.40
調定額合計に対する現年収入未済額の割合 E/A		2.01	1.87	1.72	2.05	2.19	2.12	1.91	1.55	1.26	1.01	0.89
調定額合計に対する滞納収入未済額の割合 F/A		2.93	2.94	2.78	2.48	2.67	3.08	3.22	2.95	2.44	1.88	1.50
現年調定額に対する現年収入未済額の割合 E/B		2.11	1.96	1.81	2.14	2.29	2.23	2.02	1.64	1.32	1.04	0.91
滞納調定額に対する滞納収入未済額の割合 F/C		61.38	60.23	58.86	58.80	59.97	62.14	62.23	57.83	53.26	51.64	53.34

(税政部作成資料)

【2-2-図表4 平成16年度から平成26年度までの指標の調定額及び収入未済額、不納欠損額の推移】



(包括外部監査人作成資料)

徴税費の状況と人員の平成17年度から平成26年度までの状況は、下記のとおりである。

【2-2-図表5 平成17年度から平成26年度までの徴税費及び人員の推移】

区 分		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
徴税費	人件費	基本給	3,349	3,260	3,222	3,199	3,098	3,112	2,725	2,594	2,503	2,509
		諸手当	2,245	2,142	2,119	2,115	1,873	1,911	1,598	1,490	1,449	1,545
		超過勤務手当	486	413	404	439	360	359	347	313	316	365
		特殊勤務手当	36	34	34	33	32	32	29	29	29	29
		その他の手当	1,723	1,694	1,682	1,643	1,480	1,521	1,222	1,149	1,104	1,151
		共済組合負担金等	807	809	823	832	853	940	829	763	736	769
		報酬 その他	1 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 1	- 1	- 0	- 1	- 0
	小計	6,402	6,211	6,165	6,146	5,824	5,964	5,152	4,848	4,688	4,824	
	需用費	旅費	13	11	10	10	9	8	8	9	9	7
		賃金	151	149	150	137	142	125	122	106	99	91
その他		1,393	1,321	1,290	1,060	963	2,204	1,570	1,463	1,665	1,476	
小計	1,558	1,481	1,450	1,206	1,114	2,337	1,700	1,578	1,773	1,574		
報奨金及びこれに類する経費	納期前納報奨金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	納税貯蓄組合補助金	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	
	その他	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
小計	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1		
その他	86	63	22	14	13	29	21	51	30	24		
合計	(A)	8,049	7,757	7,638	7,368	6,952	8,332	6,875	6,479	6,491	6,422	
税収入	市税収入額	(B)	261,123	265,980	282,384	282,150	274,794	275,077	277,128	273,833	279,544	286,778
	個人道民税収入額	(C)	30,117	33,428	60,288	63,335	62,429	59,895	58,980	60,787	64,652	63,644
合計	(C)	291,240	299,408	342,672	345,485	337,223	334,971	336,108	334,620	344,196	350,422	
道民税徴収取扱費	納税通知書基準額	54	62	-	-	-	0	0	0	0	0	
	徴収額に対する基準額	2,125	2,326	862	26	12	8	-	-	-	-	
	納税義務者数に対する基準額	-	-	3,306	3,428	2,845	2,830	2,634	2,572	2,604	2,640	
合計	(D)	2,179	2,388	4,168	3,453	2,857	2,837	2,634	2,572	2,604	2,640	
税(市税)収入に対する徴税費の割合	(A)/(C) (%)	2.8	2.6	2.2	2.1	2.1	2.5	2.0	1.9	1.9	1.8	
	{(A)-(D)}/(B) (%)	2.2	2.0	1.2	1.4	1.5	2.0	1.5	1.4	1.4	1.3	

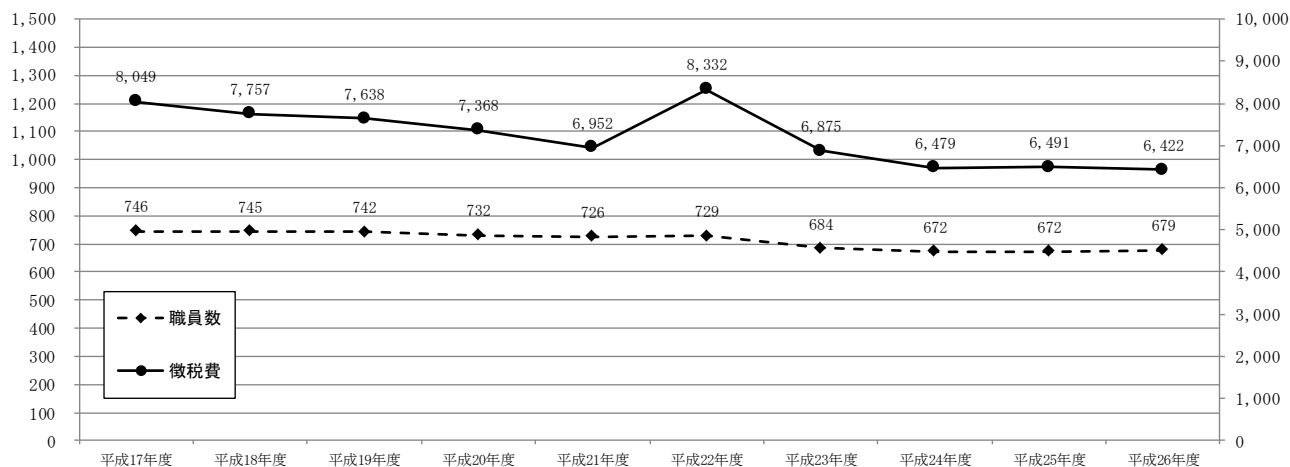
職員数（現員数）の推移

(単位：人、%)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
職員数	749	746	745	742	732	726	729	684	672	672	679
増減	-	▲3	▲1	▲3	▲10	▲6	3	▲45	▲12	0	7

(税政部作成資料)

【2-2-図表6 「2-2-図表5」の推移を折れ線グラフ化したもの】



(包括外部監査人作成資料)

平成17年度以降、平成22年度の市税事務所化による徴税費の増加を除くと、徴税費及び人員について減少傾向を示している。以上のことから、市税事務所による統合化、専門化による収入増加及びコスト削減効果は認められる。

札幌市においては、市税事務所への統合効果が現れているが、他の指定都市との徴税費比（徴税費/税収入総計）の比較では、指定都市平均は1.7%であり、その数値を上回っている。その理由として考えられるのは、納税者数に比較し市税全体の収入額が他の指定都市より劣っている可能性などが考えられる。

【2-2-図表7 平成26年度 指定都市の徴税費率比較】(単位：%)

税に対する割合	徴税費/税収入総計
(1) 札幌市	1.8
(2) 仙台市	2.0
(3) さいたま市	1.3
(4) 千葉市	1.4
(5) 川崎市	1.2
(6) 横浜市	1.2
(7) 相模原市	1.5
(8) 新潟市	1.9
(9) 静岡市	1.5
(10) 浜松市	1.8
(11) 名古屋市	1.8
(12) 京都市	2.4
(13) 大阪市	1.8
(14) 堺市	1.7
(15) 神戸市	2.2
(16) 岡山市	1.5
(17) 広島市	1.8
(18) 北九州市	2.3
(19) 福岡市	1.6
(20) 熊本市	1.9

(包括外部監査人作成資料)

市税事務については、毎年のように税制改正が行われ、税制そのものの複雑さとともに事務の高度化も求められる。また、市民に対し市税の改正点等を周知することなども必要であり、行政サービスとして税務事務を提供するためには、職員に対して十分なトレーニングを積むことが必要である。課税の公平実現のためにも、常に事務の質的向上を図ることが求められる。

2.3 札幌市の市税及び収納管理の概要と札幌市の現状

市税について、課税制度では賦課課税方式と申告納税方式があり、さらに、税目では個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び特別土地保有税がある。ここでは、その税目ごとの制度と、札幌市全体での納税状況及び多様化した納付方法を踏まえた収納管理の状況について、概要を示す。

2.3.1 個人市民税

個人市民税の概要		札幌市における個人市民税の現状について						
<p>納税義務者</p> <p>個人市民税の納税義務者は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者</th> <th>納めるべき税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内に住所がある者</td> <td>均等割と所得割の合計額</td> </tr> <tr> <td>区内に事務所、事業所又は家屋敷がある者で、その区内に住所のないもの</td> <td>均等割額</td> </tr> </tbody> </table> <p>その区内に住所があるかどうか、また、事務所や家屋敷等があるかどうかは、その年の1月1日（これを賦課期日という。）現在の状況で判断する。</p>		納税義務者	納めるべき税額	区内に住所がある者	均等割と所得割の合計額	区内に事務所、事業所又は家屋敷がある者で、その区内に住所のないもの	均等割額	<p>札幌市の個人市民税の現状について、制度の概要とともに併記する。</p> <p>札幌市全体の個人市民税の納税義務者 865,699人</p> <p>均等割と所得割を納めた納税義務者数 825,443人</p> <p>均等割のみ納めた納税義務者数 40,256人</p> <p>このうち、給与所得者数は693,408人であり、納税義務者全体に占める割合は8割である。</p> <p>家屋敷等のみの均等割納税義務者数 2,244人</p> <p>家屋敷等のみの均等割の税額合計 7,854千円</p>
納税義務者	納めるべき税額							
区内に住所がある者	均等割と所得割の合計額							
区内に事務所、事業所又は家屋敷がある者で、その区内に住所のないもの	均等割額							
<p>市民税が課税されない者</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">均等割も所得割もかからない者</td> <td>(1) 生活保護法による生活扶助を受給している者</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の者（給与所得者の年収で見ると、2,044,000円未満の者）</td> </tr> <tr> <td>(3) 前年の合計所得金額が、次による額以下の者 ・扶養家族のない者 35万円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割も所得割もかからない者	(1) 生活保護法による生活扶助を受給している者	(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の者（給与所得者の年収で見ると、2,044,000円未満の者）	(3) 前年の合計所得金額が、次による額以下の者 ・扶養家族のない者 35万円			
均等割も所得割もかからない者	(1) 生活保護法による生活扶助を受給している者							
	(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の者（給与所得者の年収で見ると、2,044,000円未満の者）							
	(3) 前年の合計所得金額が、次による額以下の者 ・扶養家族のない者 35万円							

均等割も 所得割も かからな い者	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のある者 $35 \text{ 万円} \times \text{家族数 (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数)} + 21 \text{ 万円}$ (給与所得者標準世帯の年収で見ると、2,560,000 円未満の者)	
所得割が かからな い者	前年の総所得金額等が、次による額以下の者 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養家族のない者 35 万円 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養家族のある者 $35 \text{ 万円} \times \text{家族数 (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数)} + 32 \text{ 万円}$ (給与所得者標準世帯の年収で見ると、2,716,000 円未満の者)	
(注)		
1 合計所得金額…損失の繰越控除額前の総所得金額等		
2 総所得金額等…総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額などの合計額		
3 給与所得者標準世帯…夫(給与所得者)、妻(専業主婦)に子供2人の世帯		
4 年収は所得税法(昭和40年法律第33号)に定められている簡易給与所得表を適用して求めている。		
税額の算出方法		
均等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度まで 市民税 3,000 円 道民税 1,000 円	札幌市の個人市民税均等割のみの税額(札幌市全体) 140,897 千円

均等割額	・平成26年度～平成35年度 市民税 3,500円 道民税 1,500円	札幌市の個人市民税の均等割と所得割を納めた者の税額（札幌市全体） 94,557,537千円 このうち、札幌市全体で給与所得者の占める額は、80,859,622千円で約9割を占める。																														
所得割額	$\left(\begin{array}{l} \text{前年中の所得金額} \\ \text{額} \end{array} - \text{所得控除額} \right) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$ <div style="margin-left: 20px;"> \uparrow └─ 課税所得金額（注） </div>																															
<p>（注）端数の切捨て…課税所得金額は、1,000円未満の端数を切捨て。さらに所得割額は、100円未満の端数を切捨て。</p> <p>▶ 所得金額の算出</p> <p>所得割額の計算基礎は、所得金額である。所得金額は、所得の種類ごとに前年中の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出する。</p>		<p>札幌市全体の所得別の統計として給与所得の納税義務者数について、課税標準段階別の統計では、200万円以下の者が475,494人、200万円超から700万円以下の者が211,214人となっており、全体の97%を超えている。700万円超の者は20,452人に留まっている。</p> <p>自営業等を営む営業等所得者の課税標準段階別の統計については、200万円以下の者が17,592人、200万円超700万円以下の者が5,343人で営業等所得者の納税義務者数の全体の約95%占めており、700万円超の者は1,277人となっている。</p> <p>札幌市全体の個人市民税については、納税額でも所得額でも、給与所得者が大きなウエイトを占めている。</p> <p>札幌市全体における個人市民税の所得金額（分離課税分を含む。） 2,494,376,210千円</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">所得の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 20%;">利子所得</td> <td style="width: 75%;">公債、社債、預貯金などの利子</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>配当所得</td> <td>株式、出資の配当など</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>不動産所得</td> <td>地代、家賃など</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事業所得</td> <td>事業をしている場合に生じる所得</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>給与所得</td> <td>給料、賞与、賃金など</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>退職所得</td> <td>退職金、一時恩給など</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>山林所得</td> <td>山林を売った場合に生じる所得</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>譲渡所得</td> <td>土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>一時所得</td> <td>賞金、懸賞当せん金、生命保険契約に基づく一時金など</td> </tr> </tbody> </table>			所得の種類			1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	2	配当所得	株式、出資の配当など	3	不動産所得	地代、家賃など	4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	5	給与所得	給料、賞与、賃金など	6	退職所得	退職金、一時恩給など	7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	8	譲渡所得	土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得	9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、生命保険契約に基づく一時金など
所得の種類																																
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子																														
2	配当所得	株式、出資の配当など																														
3	不動産所得	地代、家賃など																														
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得																														
5	給与所得	給料、賞与、賃金など																														
6	退職所得	退職金、一時恩給など																														
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得																														
8	譲渡所得	土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得																														
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、生命保険契約に基づく一時金など																														

10	雑所得	厚生年金、恩給などの公的年金等、上記1～9に当てはまらない所得	
<p>(注) 総所得金額とは、上記の所得の種類のうち、分離課税を選択した2、6、7並びに分離課税される8(土地・建物・株式等)及び先物取引に係る雑所得等を除いた各種所得金額の合計額である。</p>			
<p>▶ 所得控除</p> <p>所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に、配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものである。</p>			<p>札幌市全体における個人市民税に係る所得控除合計額は、872,649,205千円であり、その内訳は下記のとおりである。</p>
種類	要件		雑損控除額
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合		29,872千円(札幌市全体)
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合		医療費控除額 15,335,719千円(札幌市全体)
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料など)を支払った場合		社会保険料控除額 403,811,366千円(札幌市全体)
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等を支払った場合		小規模企業共済等掛金控除額 4,606,238千円(札幌市全体)
生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合		生命保険料控除額 24,720,734千円(札幌市全体)
地震保険料控除	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料のみを支払った場合 (注) 1 地震保険料とは、本人や本人と生計		地震保険料控除額 597,126千円(札幌市全体)

地震保険料控除	<p>を一にする親族の有する住宅や家財などを保険又は共済の目的としているもので、地震などを原因とする火災・損壊などに基因して保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震保険部分の保険料又は掛金をいう。</p> <p>2 旧長期損害保険料とは、平成 18 年末までに締結された損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が 10 年以上のものについての損害保険料等をいう。</p>					
障害者控除	本人、その控除対象配偶者又は扶養親族が障がいのある者の場合	障害者控除額（普通及び特別障害者控除を合わせて）				
寡婦・寡夫控除	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="292 949 379 1877">寡婦</td> <td data-bbox="379 949 836 1877"> <p>①夫と死別して(又は生死不明)その後婚姻していない者で、次のいずれかの要件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がいる。 ・前年中の合計所得金額が 500 万円以下である。 <p>②夫と離婚した後婚姻していない者で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がいる場合</p> <p>寡婦のうち、本人の前年中の合計所得金額が 500 万円以下で、かつ扶養親族である子がいる場合（特別寡婦という。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="292 1877 379 1995">寡夫</td> <td data-bbox="379 1877 836 1995">妻と死別し(又は生死不明)又は離婚した後婚姻していない者で、総</td> </tr> </table>	寡婦	<p>①夫と死別して(又は生死不明)その後婚姻していない者で、次のいずれかの要件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がいる。 ・前年中の合計所得金額が 500 万円以下である。 <p>②夫と離婚した後婚姻していない者で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がいる場合</p> <p>寡婦のうち、本人の前年中の合計所得金額が 500 万円以下で、かつ扶養親族である子がいる場合（特別寡婦という。）</p>	寡夫	妻と死別し(又は生死不明)又は離婚した後婚姻していない者で、総	<p>8,979,520 千円（札幌市全体）</p> <p>同居加算額</p> <p>1,561,930 千円(札幌市全体)</p> <p>寡婦控除額（一般及び特別寡婦控除を合わせて）</p> <p>3,762,860 千円（札幌市全体）</p>
寡婦	<p>①夫と死別して(又は生死不明)その後婚姻していない者で、次のいずれかの要件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がいる。 ・前年中の合計所得金額が 500 万円以下である。 <p>②夫と離婚した後婚姻していない者で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がいる場合</p> <p>寡婦のうち、本人の前年中の合計所得金額が 500 万円以下で、かつ扶養親族である子がいる場合（特別寡婦という。）</p>					
寡夫	妻と死別し(又は生死不明)又は離婚した後婚姻していない者で、総					
		寡夫控除額				
		498,680 千円（札幌市全体）				

寡婦・寡夫控除	寡夫 所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	
勤労学生控除	本人が学生で前年の合計所得金額が65万円以下、かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合	勤労学生控除 20,280千円（札幌市全体）
配偶者控除	生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が38万円（給与所得又は内職による所得等のみの者は、収入金額103万円）以下の場合	配偶者控除額（一般配偶者控除及び老人配偶者控除を合わせて） 83,117,300千円（札幌市全体）
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する者で前年の合計所得金額が1,000万円（給与収入で12,315,790円）以下の場合 （注）配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者特別控除の適用はない。	配偶者特別控除額 4,528,460千円（札幌市全体）
扶養控除	生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が38万円（給与所得又は内職による所得等のみの者は収入金額103万円）以下の場合 （注）生計を一にする配偶者は、配偶者控除の対象となるため該当しない。	扶養控除額（一般、特定及び老人扶養控除並びに同居老親等扶養控除を合わせて） 48,682,930千円（札幌市全体）
基礎控除	全ての納税義務者	基礎控除額 272,396,190千円（札幌市全体）
<p>（注）上記の障害者控除から扶養控除までの適用について、前年末の状況によって判定する。</p> <p>▶ 所得割の税率 市民税 一律6% 道民税 一律4%</p> <p>（注）土地・建物等の分離譲渡所得などについては、別に税率を定めている。</p>		<p>所得控除で最も大きい額は、社会保険料控除額である。社会保険料控除額のうち、給与所得者に占める控除額適用の割合は、約9割に達しており、給与所得者は個人市民税及び社会保険料の負担者として重要な役割を担っている。</p>

<p>▶ 税額控除</p> <p>■ 調整控除</p> <p>次の計算によって算出された金額を、所得割額から控除する。</p> <p>(1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の場合 次の①、②のいずれか少ない金額の 5 % (市民税 3 %、道民税 2 %) を控除</p> <p>① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額</p> <p>(2) 合計課税所得金額が 200 万円超の場合 {人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)} (この金額が 50,000 円未満の場合は 50,000 円) の 5 % (市民税 3 %、道民税 2 %) を控除</p> <p>(注) 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれない。</p> <p>■ 配当控除 (分離課税を選択した場合は、適用されない。)</p> <p>総合課税される配当所得がある場合、所得割額から配当控除額が差し引かれる。</p> <p>■ 住宅借入金等特別税額控除 (住民税での住宅ローン控除)</p> <p>原則、次の①と②のいずれか少ない金額を所得割額から控除する。(控除割合は、市民税 5 分の 3、道民税 5 分の 2)</p> <p>① 前年分の所得税での住宅借入金等特別控除額 (可能額) のうち、所得税で控除しきれなかった額</p>	<p>札幌市全体の個人市民税の課税標準額 (分離課税分を含む。) 1,621,727,005 千円</p> <p>札幌市全体の個人市民税の算出税額 (分離課税分を含む。) 94,613,877 千円</p> <p>税額控除については下記のとおりである。 調整控除額 1,710,513 千円 (札幌市全体)</p> <p>配当控除額 83,972 千円 (札幌市全体)</p> <p>住宅借入金等特別控除額 829,757 千円 (札幌市全体)</p>
---	--

<p>② 前年分の所得税の課税総所得金額等に 100分の5を乗じた額（上限97,500円）</p> <p>（注）課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれない。</p> <p>■ 寄附金税額控除</p> <p>次の基本控除額と特例控除額の合計額を、所得割額から控除する。</p> <p>【基本控除額】</p> <p>（<u>控除対象寄附金の合計額</u>－2,000円） \uparrow $\times 10\%$（内訳は市民税6%、道民税4%） \leftarrow 総所得金額等の30%が上限</p> <p>【特例控除額】</p> <p>（都道府県又は市区町村への寄附金の合計額 －2,000円）\times（90%－$\frac{0\sim 40\%}{\downarrow}$）$\times 1.021$ 寄附者に適用される所得税の最も高い税率</p> <p>（注）特例控除額は、控除対象寄附金のうち、都道府県又は市区町村への寄附金及び東日本大震災に係る義援金等のうち特定のもの（いわゆる「ふるさと寄附金」）が2,000円を超える場合に基本控除額に加算される。内訳は市民税5分の3、道民税5分の2で、それぞれの所得割額（調整控除後）の10%が特例控除額の上限となっている。</p>	<p>寄附金控除額 70,556千円（札幌市全体）</p>
<p>■ 道民税配当割・道民税株式等譲渡所得割</p> <p>道民税配当割又は道民税株式等譲渡所得割が特別徴収された配当所得等を申告した場合には課税されるが、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除される。</p>	<p>配当割額の控除額 72,741千円（札幌市全体）</p> <p>株式等譲渡所得割額の控除額 162,588千円（札幌市全体）</p> <p>その他税額控除額 15,264千円（札幌市全体）</p>

<p>退職所得の課税の特例</p> <p>退職所得に係る所得割額は、次のとおり算出され、退職金等の支払を受けるときに差し引かれる。</p> $\left(\text{支払金額} - \frac{1}{2} \times \text{退職所得控除額} \right) \times \text{税率} \begin{matrix} \left(\text{市民税 } 6\% \right) \\ \left(\text{道民税 } 4\% \right) \end{matrix}$ <p>(注) 役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。）が受け取る退職金等については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1とする措置が廃止されている。なお、「役員等」とは、①法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第15号に規定する役員、②国会議員及び地方議会議員、③国家公務員及び地方公務員をいう。</p> <p>▶ 退職所得控除額</p> <table border="1" data-bbox="135 1120 837 1467"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下の場合</td> <td>40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)</td> </tr> <tr> <td>20年を超える場合</td> <td>70万円×(勤続年数－20年)＋800万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 障がい者になったことによって退職した場合には、上の表で算出された控除額に100万円を加算した金額となる。 勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを切り上げる。 <p>個人市民税の申告</p> <p>1月1日現在、市内に住所がある者は、次の場合を除いて申告をしなければならない。</p>	勤続年数	控除額	20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)	20年を超える場合	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円	<p>札幌市全体の退職所得者についての納税義務者数（平成25年4月から平成26年6月まで）</p> <p>7,736人</p> <p>同納税額 1,727,846千円（札幌市全体）</p>
勤続年数	控除額						
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)						
20年を超える場合	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円						

- ・ 前年中に所得がなかった者
- ・ 所得税の確定申告をした者
- ・ 勤務先などから給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されている者

(ただし、給与や公的年金等以外の所得があった者や、医療費控除や雑損控除などの源泉徴収票に記載のない所得控除を受ける者は、申告が必要である。)

また、1月1日現在、市(区)外に住所がある者が区内に事務所、事業所又は家屋敷を有している場合も申告の必要がある。

申告先

1月1日現在、住所がある区を担当する市税事務所(事務所、事業所又は家屋敷に関する申告は、その所在する区を担当する市税事務所)

申告期限

3月15日(休日その他の公休日に当たるときはその翌日)

納税の方法

個人市民税の納め方には、次のように普通徴収と特別徴収の2つの方法がある。

▶ 事業所得者等の場合…普通徴収

市税事務所から送付された納税通知書により、個人で納めることとなる。

納 期 (平成27年度の場合)

- ① 平成27年6月16日～6月30日
- ② 同年8月17日～8月31日
- ③ 同年10月16日～11月2日
- ④ 平成28年1月18日～2月1日

<p>▶ 給与所得者の場合…特別徴収</p> <p>給与支払者（会社など）が、市役所からの通知に基づいて毎月の給与から税額を差し引き、これを取りまとめて納める。納税者には、税額決定通知書により税額などを知らせる。</p> <p>納 期</p> <p>徴収した月の翌月 10 日まで</p> <p>▶ 公的年金受給者の場合…普通徴収及び特別徴収（平成 27 年度の場合）</p> <p>前年度から特別徴収が継続していない者（初めて特別徴収の対象となる者など）は、税額の 2 分の 1 相当額を普通徴収の第 1 期及び第 2 期に個人で納め、残りの 2 分の 1 相当額は公的年金支払者が平成 27 年 10 月、12 月及び平成 28 年 2 月分の公的年金から税額を差し引き、これを取りまとめて納めることとなる。</p> <p>前年度から特別徴収が継続している者は、年金支払者が平成 27 年 4 月、6 月及び 8 月の公的年金から前年度 2 月分と同額を差し引き（これを「仮徴収」という。）、年税額から仮徴収の合計額を除いた残額については、平成 27 年 10 月、12 月及び平成 28 年 2 月分の公的年金から差し引いて納める。</p> <p>納 期（平成 27 年度の場合）</p> <p>普通徴収</p> <p>① 平成 27 年 6 月 16 日～6 月 30 日</p> <p>② 同年 8 月 17 日～8 月 31 日</p> <p>特別徴収</p> <p>徴収した月の翌月 10 日まで</p>	<p>札幌市における特別徴収による納税者数は 606,371 人であり、内訳は、給与に係る人数が 503,136 人、年金に係る人数が 103,235 人となっている。給与所得者については、その納税義務者数が 693,408 人であり、一層の特別徴収加入への取組が必要となっている。</p>
---	---

2.3.2 法人市民税

法人市民税の概要		札幌市の法人市民税の現状について																		
<p>法人市民税は、区内に事務所や事業所等がある法人等にかかる税で、法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割と、所得に応じて負担する法人税割とがある。</p> <p>納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税義務者</th> <th colspan="2">納めるべき税額</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>法人税割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 区内に事務所や事業所を有する法人</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>2 区内に寮、保養所などを有する法人で、その区内に事務所や事業所を有しないもの</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 区内に事務所や事業所などを有する公益法人等で、収益事業を行わないもの</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 区内に事務所や事業所を有する法人課税信託の受託者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 には、区内に事務所や事業所などを有する公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行うものを含む。</p> <p>均等割</p> $\frac{\text{事務所・事業所等を有していた月数}}{12 \text{ 箇月}} \times \text{税率}$		納税義務者	納めるべき税額		均等割	法人税割	1 区内に事務所や事業所を有する法人	○	○	2 区内に寮、保養所などを有する法人で、その区内に事務所や事業所を有しないもの	○		3 区内に事務所や事業所などを有する公益法人等で、収益事業を行わないもの	○		4 区内に事務所や事業所を有する法人課税信託の受託者		○	<p>札幌市の法人市民税の現状について、制度の概要とともに併記する。</p>	
納税義務者	納めるべき税額																			
	均等割	法人税割																		
1 区内に事務所や事業所を有する法人	○	○																		
2 区内に寮、保養所などを有する法人で、その区内に事務所や事業所を有しないもの	○																			
3 区内に事務所や事業所などを有する公益法人等で、収益事業を行わないもの	○																			
4 区内に事務所や事業所を有する法人課税信託の受託者		○																		

法人の区分	従業者数の合計数	税率	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共法人及び公益法人等 (独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・一般社団法人及び一般財団法人 ・人格のない社団等 ・資本金の額又は出資金の額を有しないもの (相互会社を除く。) 		年額 50,000 円	<p>平成 26 年度市町村課税状況等の調による法人市民税均等割の納税義務者数</p> <p>札幌市全体では 59,004 法人</p> <p>年額 50,000 円の法人数 41,769 法人</p>
資本金等の額が 1,000 万円以下である法人	50 人以下	年額 50,000 円	
	50 人超	年額 120,000 円	年額 120,000 円の法人数 453 法人
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人	50 人以下	年額 130,000 円	年額 130,000 円の法人数 9,190 法人
	50 人超	年額 150,000 円	年額 150,000 円の法人数 826 法人
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	50 人以下	年額 160,000 円	年額 160,000 円の法人数 2,946 法人
	50 人超	年額 400,000 円	年額 400,000 円の法人数 368 法人
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	50 人以下	年額 410,000 円	年額 410,000 円の法人数 2,930 法人
	50 人超	年額 1,750,000 円	年額 1,750,000 円の法人数 177 法人

資本金等の額が 50億円を超える 法人	50人以下	年額 410,000円	年額 410,000円の法人数 0法人
	50人超	年額 3,000,000円	年額 3,000,000円の法人数 375法人
<p>(注)</p> <p>1 従業員数の合計数…区内に有する事務所、事業所又は寮などの従業者数等の合計数</p> <p>2 資本金等の額…法人税法第2条で規定する法人が株主等から出資を受けた金額</p> <p>3 従業者数の合計数及び資本金等の額は、算定期間の末日で判断する。</p>			
<p>法人税割</p> <p>課税標準となる法人税額×税率 14.5%</p> <p>ただし、資本（出資）金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額（分割法人にあっては関係市町村に分割される前のもの）が年1,000万円以下の法人の税率は、12.3%になる。</p> <p>(注)平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割の税率については、14.5%を11.9%に、12.3%を9.7%に読み替える。</p>			
<p>申告と納税</p> <p>法人の市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。</p>			
事業年度		申告期限等	
6箇月	確定申告	・事業年度終了の日から、原則として2箇月以内	
<p>納税額について、平成26年度札幌市税務統計によると、平成26年度の札幌市にある本店法人の法人割調定額は9,557,020千円であり、札幌市にある支店法人の法人税調定額は15,154,342千円となっている。支店法人の納税額が約1.5倍の納税額となっており、これは、札幌市がいわゆる本州企業を中心とした支店経済で成り立っているという指摘を、法人市民税の面でも表していると考えられる。</p>			

6 箇月	確定 申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額 	
1 年	中間 (予定) 申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度開始の日以後 6 箇月を経過した日から 2 箇月以内 ・ 申告納付額は、(ア) 又は (イ) の額 (ア) 均等割額と前事業年度の法人税割額を基礎として計算した法人税割額との合計額 (予定申告) (イ) 均等割額と、その事業年度開始の日以後 6 箇月の期間を 1 事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額 (仮決算に基づく中間申告) 	
	確定 申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度終了の日から、原則として 2 箇月以内 ・ 申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額。なお、当該事業年度について、既に中間 (予定) 申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額 	
<p>電子申告</p> <p>申告書の作成や提出等の手続を、インターネットを利用して行うことができる (従来どおり、書面による申告もできる。)</p>			

2.3.3 固定資産税及び都市計画税

固定資産税及び都市計画税の概要	札幌市の固定資産税等の現状について
<p>固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産という。）に対してかかる税である。</p> <p>「家屋」とは、屋根と壁などにより独立して風雨をしのげる一定の空間があり、土地に定着した建造物で、居住、作業、貯蔵など、その建物の目的とする使い方で使用できる状態のものをいう。</p> <p>「償却資産」とは、舗装路面や塀などの構築物、機械・装置、船舶・航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など、「土地、家屋以外の事業用資産」で「法人税又は所得税で減価償却の対象となるべき資産」（耐用年数が1年未満のもの、取得金額が少額のもの、自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等を除く。）をいう。</p> <p>納税義務者</p> <p>毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している者</p> <p>この所有している者とは、次の登記簿などにそれぞれ所有者として登記又は登録されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地…登記簿又は土地補充課税台帳 ・家屋…登記簿又は家屋補充課税台帳 ・償却資産…償却資産課税台帳 <p>固定資産税は、登記簿や台帳などに登録されている所有者を納税義務者として課税する仕組み</p>	<p>札幌市の固定資産税及び都市計画税の現状について、制度の概要とともに併記する。</p> <p>札幌市の固定資産税の納税義務者は、平成26年度において、土地が514,283人、家屋が509,170人、償却資産の納税義務者は19,034人となっている。</p>

<p>みとなっているので、例えば、売買などにより実際の所有者が変わっていても、登記簿などの名義の変更手続が1月1日現在において完了していない場合は、そのまま旧所有者が納税義務者となる。</p>	
<p>課税標準と価格</p>	
<p>固定資産税の課税標準は、その資産の価格(評価額ともいう。)である。</p>	<p>平成26年度固定資産税について、札幌市全体の土地についての評価額は5,901,171,014千円であり、地積は334,084,526㎡である。</p>
<p>価格は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定する。</p>	<p>これを平成22年度と比較すると、この年度の土地の評価額は6,567,028,204千円で、地積は334,765,002㎡であった。評価額及び地積のいずれもこの5年間の間で一度落ち込みを見せ、最近になって回復傾向にある。評価額の減少については、複数の要因が考えられるが、固定資産税は札幌市の主要な税収の一つであり、評価額の変動について注意深く観察する必要がある。</p>
<p>価格は、原則として3年ごと(償却資産は毎年度)に全面的に見直す(これを評価替えといい、この評価替えの年を基準年度という。)が、基準年度以外の年度であっても、土地の地目の変換や家屋の新築又は増改築等があった場合には、その年度において資産の状況に応じた価格を決定するほか、地価が下落している地域の土地については、価格の修正を行っている。</p>	
<p>なお、平成27年度は基準年度である。</p>	<p>家屋については、札幌市全体の平成26年度評価額は5,035,147,166千円であり、床面積は114,091,881㎡である。平成22年度では評価額は5,184,368,810千円であり、床面積は111,144.700㎡であった。床面積は増加しているが、評価額が減少しており、評価額の低い家屋が増加したが、旧来の古い家屋の評価額の減少の方が上回った結果であろうと考えられ、償却資産とともに民間の設備投資の動向を観察する必要がある。</p>
<p>評価の方法</p>	<p>上記の状況は、納税額にも影響が出ている。税額の特例の改正もあり、単純比較はできないが、平成22年度の償却資産を含めた固定資</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・土地…売買実例価額を基礎として評価 (宅地については、地価公示価格等の7割を目途として評価) ・家屋…再建築価格を基礎として評価 ・償却資産…取得価額を基礎として評価 	
<p>税額の算出方法</p>	
<p>課税標準額×1.4%</p>	
<p>なお、課税標準額とは、その資産の価格をい</p>	

<p>うが、課税標準の特例措置などがある場合は、特例後の額が課税標準額となる。</p> <p>免税点</p> <p>同一区内に所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の場合には固定資産税はかからない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地…30万円未満 ・家屋…20万円未満 ・償却資産…150万円未満 <p>納税の方法</p> <p>市税事務所から送付された納税通知書により年4回に分けて納めることになっている。</p> <p>納期（平成27年度の場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成27年4月16日～4月30日 ② 同年7月16日～7月31日 ③ 同年9月16日～9月30日 ④ 同年12月16日～平成28年1月4日 <p>課税明細書</p> <p>毎年の1月1日現在、同一区内に所有する土地・家屋のうち課税対象となった資産について、その課税内容を課税明細書により納税者に知らせている。課税明細書は、納税通知書に添付している。</p> <p>固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>固定資産税の納税義務者等は、自分の資産の課税台帳を、資産の所在する区を所管する市税</p>	<p>産税の収入額は110,101,316千円であり、その後5年間の間で一度減少後、平成26年度では108,094,079千円とやや回復傾向にある。</p> <p>固定資産課税台帳の閲覧件数は、平成22年度で3,975件が平成26年度では3,351件に減少している。これは、固定資産税の納税義務者が市税に対する信頼の向上の結果と見るこ</p>
--	---

事務所で閲覧できる。また、固定資産税の納税者等は、土地・家屋の縦覧帳簿（区ごとの資産の価格一覧表である。償却資産にはない。）を縦覧期間に限り、縦覧することができる。縦覧できるのは、所有する資産が所在する区と同一の区の縦覧帳簿である。

これは、固定資産税・都市計画税の課税内容を知る機会として、また、他の土地や家屋の価格との比較を通じて、自分の資産の価格の適正さを判断できるように設けられているものである。

なお、借地人・借家人は、借りている土地及び家屋の課税台帳に限り、有料で閲覧することができる。

納税義務者は、課税台帳に登録している価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、札幌市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。

ただし、基準年度以外の年度においては、土地の地目の変換や家屋の増改築などの特別の事情がある場合などを除き、審査の申出をすることができない。

縦覧期間（平成27年度の場合）

平成27年4月1日～4月30日

標準宅地の位置及び路線価の公開

固定資産税（土地）の評価の基礎となる標準宅地の位置及び路線価を公開している。各市税事務所の固定資産税課のほか、市役所の税政部固定資産税課及び市政刊行物コーナーで見ること

ともできるが、課税計算の複雑性など納税者にとって分かりづらい点も考慮すべきで、市税について積極的な情報公開が求められる。

とができる。

土地についての特例

▶ 住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例が設けられており、次のとおり価格に住宅用地特例率（1/6 又は 1/3）を乗じて算出した額が課税標準となる。

- ・ 200 ㎡までの小規模住宅用地部分価格×1/6
- ・ 200 ㎡を超える一般住宅用地部分×1/3

住宅用地には、①専用住宅（専ら人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地及び②併用住宅（一部を人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地の2つがある。

①についてはその土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）を、②についてはその土地の面積に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地（居住用家屋の床面積の10倍まで）を住宅用地としており、その面積は家屋の敷地面積に下の表の住宅用地の率を乗じて求める。

家屋		居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上 4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

固定資産税について、一般的に過誤徴収の割合が高いのは、土地についての住宅用地の特例である。特に、併用住宅や高層ビルなどで住宅用地部分の判定が複雑な場合には注意が必要となる。課税明細書等で納税義務者へ通知は行っているが、それによって誤りが発見されるのはまれである。

「住宅用地」として扱うためには、賦課期日（1月1日）に住宅の敷地として使用されている必要があるため、賦課期日において住宅の建築が予定されている土地あるいは新たに住宅が建築されつつある土地は住宅用地とならない。

ただし、賦課期日において住宅を建替え中、又は災害により住宅が滅失・損壊した土地で、次の要件を満たすものについては住宅用地として取り扱う。

■ 賦課期日において住宅を建替え中の土地の場合

- ・ 前年度の賦課期日において住宅用地であったこと。
- ・ 住宅の建築が当該年度の賦課期日において着手されており、その住宅が年内に完成されるものであること。
- ・ 住宅の建替えが、建替え前の敷地と原則として同一の敷地において行われるものであること。
- ・ 土地の所有者が、前年度の賦課期日と、当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること。
- ・ 住宅の所有者が、前年度の賦課期日と、当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること。

■ 震災、風水害、火災その他の災害により滅失又は損壊した住宅の敷地として利用されていた土地の場合（適用が災害の発生後2年度分）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災、風水害、火災その他の災害により住宅が滅失・損壊した場合であること。 ・ 次年度に住宅用地として使用できないことについて、やむを得ない事情が認められること。 ・ 当該年度の賦課期日において家屋又は構築物の敷地として使用されていないこと。 <p>▶ 税負担の調整措置</p> <p>平成 27 年度の土地の税負担については、負担の均衡化を図ることを基本とした措置が講じられている。</p> <p>家屋についての特例</p> <p>▶ 新築住宅に対する軽減措置</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日までに新築された一般住宅やマンションなどの居住用家屋（併用住宅については居住部分の割合が 2 分の 1 以上のもの）で、床面積が一定の要件に該当する家屋については、固定資産税が減額される。</p> <p>▶ 認定長期優良住宅に対する軽減措置</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日までに新築されたもので、一定の要件を満たす住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額される。</p> <p>なお、この減額措置は、現行の新築住宅に対する減額措置に代えて適用される。</p> <p>■ 要件</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に規定する認定基準（劣</p>	<p>札幌市全体で家屋についての特例については、新築住宅の特例適用の家屋数が下記のとおり減少傾向にある。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>平成 21 年度</td><td>88,765 件</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>79,034 件</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>69,644 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>59,409 件</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>49,919 件</td></tr> </table> <p>一方で、認定長期優良住宅は、下記のとおり増加傾向にある。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>平成 21 年度</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>199 件</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>1,080 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>2,132 件</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>2,841 件</td></tr> </table>	平成 21 年度	88,765 件	平成 22 年度	79,034 件	平成 23 年度	69,644 件	平成 24 年度	59,409 件	平成 25 年度	49,919 件	平成 21 年度	0 件	平成 22 年度	199 件	平成 23 年度	1,080 件	平成 24 年度	2,132 件	平成 25 年度	2,841 件
平成 21 年度	88,765 件																				
平成 22 年度	79,034 件																				
平成 23 年度	69,644 件																				
平成 24 年度	59,409 件																				
平成 25 年度	49,919 件																				
平成 21 年度	0 件																				
平成 22 年度	199 件																				
平成 23 年度	1,080 件																				
平成 24 年度	2,132 件																				
平成 25 年度	2,841 件																				

<p>化対策、耐震性、維持管理の容易性、可変性等)に基づき、行政庁(札幌市都市局建築指導部)の認定を受けて新築された住宅であること。</p> <p>■ 申告の手続</p> <p>新築された翌年の2月1日までに、以下の書類を資産の所在する区を所管する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出する。</p> <p>① 固定資産税減額申告書</p> <p>② 認定を受けて新築された住宅であることを証する書類</p>	
---	--

都市計画税の概要	札幌市の都市計画税の現状について
<p>都市計画税は、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用のために設けられた目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税である。</p> <p>都市計画税は、都市計画施設、特に下水道、公園、生活道路などの整備拡充のために使われている。</p> <p>納税義務者</p> <p>市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者。</p> <p>なお、固定資産税において、免税点未満の場合は、都市計画税も課税されない。</p> <p>課税標準と特例・軽減措置</p> <p>固定資産税と同じく、土地・家屋の価格が課税標準になる。</p> <p>土地については、固定資産税と同様に、①住宅用地の特例措置及び②負担水準に対応した負</p>	<p>札幌市の都市計画税の現状について、制度の概要とともに併記する。</p> <p>都市計画税の納税義務者数は、平成26年度において、土地が508,092人、家屋が503,280人となっている。</p>

<p>担調整措置がある。</p> <p>なお、家屋についての新築住宅などに対する軽減措置は、都市計画税については適用されない。</p> <p>▶ 住宅用地に対する課税標準の特例 特例額の算出については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200 m²までの小規模住宅用地部分 価格×1/3 ・ 200 m²を超える一般住宅用地部分 価格×2/3 <p>▶ 土地の税負担について 固定資産税と同様の税負担の調整措置を講ずることにより平成 27 年度の税額が算出される。</p> <p>税額の算出方法 課税標準額×税率 0.3%</p> <p>納税の方法 固定資産税と併せて納税することになっている。</p>	
---	--

2.3.4 軽自動車税

軽自動車税の概要	札幌市の軽自動車税の現状について
<p>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（これらを軽自動車等という。）に対してかかる税である。</p> <p>納税義務者 毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者。</p>	<p>札幌市の軽自動車税の現状について、制度の概要とともに併記する。</p>

ただし、割賦（所有者権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされる。

税率

車種		税率 注2	
原動機 付 自転車	総排気量が50cc以下のもの（ミニカーを除く。注1）	1,000円	
	2輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	1,200円	
	2輪で総排気量90ccを超え125cc以下のもの	1,600円	
	ミニカー（注1）	2,500円	
軽 自動車	2輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの及び2輪のトレーラー（一定の規格以下のもの）	2,400円	
	3輪で総排気量が660cc以下のもの	3,100円 (3,900円)	
	4輪以上のもの (総排気量が660cc以下のもの)	乗用 営業用	5,500円 (6,900円)
		乗用 自家用	7,200円 (10,800円)
	貨物 用	営業用	3,000円 (3,800円)
		自家用	4,000円 (5,000円)
	専ら雪上を走行するもの（660cc以下のもの）	2,400円	
小型 特殊 自動車	農耕作業用〈最高速度が35km/h未満のもの〉 (農耕トラクタなどで乗用装置があるもの)	1,600円	

平成26年度の札幌市の課税台数の状況は下記のとおりである。

税率1,000円の課税台数 19,657台

税率1,200円の課税台数 2,060台

税率1,600円の課税台数 3,339台

税率2,400円の課税台数 14,874台

税率3,100円の課税台数 8台

税率5,500円の課税台数 50台

税率7,200円の課税台数 183,792台

税率3,000円の課税台数 3,890台

税率4,000円の課税台数 31,634台

税率2,400円の課税台数 14台

税率1,600円の課税台数 1,394台

税率4,700円の課税台数 8,619台

小型 特殊 自動車	その他〈一定の規格以下 最高速度が 15km/h 以下の もの〉	4,700 円	税率 4,000 円の課税台数 16,751 台 札幌市全体の課税台数について、平成 22 年度と比較すると、平成 22 年度で 260,040 台であり、平成 26 年度上記合計が 286,082 台と約 26,000 台増加している。納税額については、平成 22 年度調定額で 1,425,686 千円から平成 26 年度 1,635,685 千円と増加傾向にある。
2 輪の 小型 自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	4,000 円	
<p>(注)</p> <p>1 ミニカーとは、3 輪以上で総排気量が 20cc を超え 50cc 以下のもののうち、車輪間の距離が 50cm を超えるもの又は車室を備えるものをいう。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ、車輪間の距離が 50cm 以下の 3 輪（屋根付 3 輪）は除かれる。</p> <p>2 () 内の税率は、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を行った軽自動車に適用される。</p> <p>申告</p> <p>軽自動車等を取得した場合は 15 日以内に、軽自動車等を廃車・売却などしたり、転居した場合には 30 日以内に、申告する必要がある。</p> <p>納税の方法など</p> <p>中央市税事務所から送付された納税通知書により、5 月末日までに納めることになっている。</p> <p>なお、自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がない。</p> <p>したがって、4 月 1 日現在の所有者だけが課税されることになり、4 月 2 日以降に軽自動車等を所有した場合には、当該年度の税金はかからないが、同日以降に廃車などをしても、当該年度分の税金は全額納めることとなる。</p>			

2.3.5 市たばこ税

市たばこ税の概要	札幌市のたばこ税の現状について
<p>市たばこ税は、国産たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡した、たばこに対してかかる税である。</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産たばこの製造者 ・ 特定販売業者 ・ 卸売販売業者 <p>たばこの小売価格には、既に市たばこ税相当額が含まれているので、実際に税金を負担しているのは購入者である。</p> <p>税率</p> <p>1,000本につき 5,262円</p> <p>ただし、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄については、当分の間、1,000本につき 2,495円</p> <p>税額の算出方法</p> <p>国産たばこの製造者等が市内の小売販売業者に売り渡した本数 × 税率</p> <p>申告と納税の方法</p> <p>国産たばこの製造者等が、毎月1日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月末日までに申告し、納めることになっている。</p>	<p>札幌市の市たばこ税の現状について、制度の概要とともにその併記する。</p> <p>市たばこ税に係る売渡本数は、平成22年度では3,715,542本であったが、平成26年度では3,245,588本まで毎年減少傾向にある。昨今の健康ブームなどの影響があると考えられる。</p>

2.3.6 入湯税

入湯税の概要	札幌市における入湯税の現状について																	
<p>入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設などの整備や観光の振興のための費用に充てるために設けられた目的税で、鉱泉源泉の入湯行為に対してかかるものである。</p> <p>本市では、平成 25 年度において、入湯税収入額の約 6 割を観光関係事業に充当している。</p> <p>納税義務者と税率</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">鉱泉浴場の一般入湯客</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-right: 10px;">一泊</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(12 歳以上) 1 人につき</td> <td>日帰り</td> <td>100 円</td> </tr> </table> <p>申告と納入の方法</p> <p>浴場経営者が、毎月 1 日から末日までの間に入湯客から徴収した入湯税を、翌月 15 日までに申告し、納めることになっている。</p>	鉱泉浴場の一般入湯客	{	一泊	150 円	(12 歳以上) 1 人につき	日帰り	100 円	<p>札幌市における入湯税の現状について、制度の概要とともに併記する。</p> <p>入湯者数調での入湯者数は、下記のとおりとなっており、昨今の観光ブームにかかわらず、平成 25 年度を別とすると、減少傾向にある。入湯税の納税義務者は入湯者であり、札幌市の効果的な観光政策が望まれる。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>3,550,964 人</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>3,511,873 人</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>3,498,366 人</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>3,557,672 人</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>3,446,741 人</td> </tr> </table>	平成 22 年度	3,550,964 人	平成 23 年度	3,511,873 人	平成 24 年度	3,498,366 人	平成 25 年度	3,557,672 人	平成 26 年度	3,446,741 人
鉱泉浴場の一般入湯客	{		一泊	150 円														
(12 歳以上) 1 人につき		日帰り	100 円															
平成 22 年度	3,550,964 人																	
平成 23 年度	3,511,873 人																	
平成 24 年度	3,498,366 人																	
平成 25 年度	3,557,672 人																	
平成 26 年度	3,446,741 人																	

2.3.7 事業所税

事業所税の概要	札幌市における事業所税の現状について
<p>事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対してかかるものである。</p> <p>事業所税には、事業所床面積に応じて負担する資産割と、従業者数に応じて負担する従業者割がある。</p>	<p>札幌市における事業所税の現状について、その現状と制度の概要とともに併記する。</p>

区分	資産割		従業者割	
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人			
課税標準	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人	その年の12月31日現在における事業所床面積	個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税率	1 m ² につき年額600円		従業者給与総額の0.25%	
免税点	事業所床面積1,000 m ² 以下		従業者数100人以下	
納税の方法	納税義務者が課税業準や税額などを申告し納めることになっている。			
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2箇月以内		
	個人	翌年の3月15日まで		
(注) 事業所税の免税点は、市内の全ての事業所等を合算して判定される。				

事業所税の納税義務者数は、平成22年度資産割が2,623人、従業者割が680人であり、納税義務者数の実人員は、2,713人であった。それが、平成26年度には資産割が2,684人、従業者割は758人で、納税義務者数の実人員も2,762人で若干ながら増加傾向にある。また、調定額についても平成22年度では7,800,672千円であったが、平成26年度では8,247,324千円まで増加している。

2.3.8 特別土地保有税

特別土地保有税については、平成15年度から課税停止となっている。

2.3.9 市税の収納管理

市税の納税について概要	市税の納税の現状について
<p>現在、市税の納税方法については、市民に対する納税の利便性も考慮し、下記のように多様化を図っている。</p> <p>① 金融機関での収納 納税義務者は銀行、信用金庫等の金融機関で納税通知書等により納付する。 また、個人市民税（普通徴収分）及び固定資産税は、納期ごとに口座振替の方法で納付することもできる。</p> <p>② コンビニ等での収納 個人市民税（普通徴収分）、固定資産税及び軽自動車税は、コンビニ店舗又はモバイルレジ（注）で納付することができる。 （注） モバイルレジ…納付のバーコードをスマートフォン等で読み込むことで、インターネットバンキングの口座から納付する方法。</p> <p>③ 市税事務所窓口での収納 市税事務所納税課及び税政部納税指導課で市税を納付することもできる。納付された現金は指定金融機関に預け入れる。</p> <p>④ 指定金融機関による集約 納付された現金は金融機関での収納分は金融機関ごと、コンビニ等での収納分は収納代行業者に一旦集約され、最終的に指定金融機</p>	<p>納税の現状について、市税の概要とともに併記する。</p> <p>納税方法の多様化について、特にコンビニ収納と金融機関との利用状況について比較を行うと、平成 26 年度では下記のとおりである。</p> <p>市・道民税（普通徴収）について 納付全体 金額 38,992,373 千円 件数 907,503 件</p> <p>全体のうちコンビニ納付 金額 8,064,258 千円 件数 346,126 件</p> <p>全体のうち金融機関納付 金額 30,928,115 千円 件数 561,377 件</p> <p>コンビニ利用率 金額で 20.7% 件数で 38.1%</p> <p>固定資産税・都市計画税について 納付全体 金額 119,985,345 千円 件数 1,950,983 件</p> <p>全体のうちコンビニ納付 金額 9,170,688 千円 件数 310,676 件</p>

<p>関で取りまとめる。</p>	<p>全体のうち金融機関納付</p>
<p>⑤ 収納金の消込</p>	<p>金額 110,814,657 千円 件数 1,640,307 件</p>
<p>指定金融機関に集められた納付書は、OCR納付書については機械で読み込みを行い、それ以外のものについてはパンチ業者が手作業で入力する。これらのデータは、収入データとして集約され、調定データと突合して消し込みがなされる。突合の結果、エラーとなったデータについては、市税事務所納税課で調査の上、消し込み作業を行う。</p>	<p>コンビニ利用率 金額で 7.6% 件数で 15.9%</p>
<p>⑥ 過誤納金還付事務</p> <p>重複納付及び減額等により納め過ぎとなった収納金は、納税義務者に還付する。なお、他の市税に納期限を経過した未納がある場合には充当する。</p>	<p>軽自動車税について 納付全体 金額 1,604,168 千円 件数 280,335 件</p> <p>全体のうちコンビニ納付 金額 836,320 千円 件数 142,756 件</p>
<p>⑦ 未納の場合における督促状の発送</p> <p>納期限を経過した未納がある納税義務者に対して、納期限後 30 日以内に、督促状を発送する。</p>	<p>全体のうち金融機関納付 金額 767,848 千円 件数 137,579 件</p> <p>コンビニ利用率 金額で 52.1% 件数で 50.9%</p> <p>市・道民税及び固定資産税・都市計画税については、金融機関納付にいずれも口座振替件数が含まれているため、コンビニ利用率は大きな割合を占めないが、軽自動車税については 5 割を超えているため、納税の多様化による効果が一定程度あったと推測される。</p>